

第 9 回

奥州市都市計画審議会議事録

平成 22 年 7 月 8 日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第9回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年7月8日(木) 午後1時30分開会
- (2) 場所 奥州市役所 7階 議会委員会室

2 付議案件

- 議案第1号 奥州市の都市計画区域と都市計画区域マスタープランの変更について
- 議案第2号 奥州都市計画施設の名称変更について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名

内訳	1号委員	7名
	2号委員	5名
	3号委員	3名

- (2) 出席委員数 15名

1号委員 千葉 龍二郎 (都市計画審議会会長)

小野寺 哲郎

菊地 ナミエ

及川 正和

及川 啓隆

鈴木 まゆみ

高橋 安子

2号委員 加藤 清

菅原 明

小野寺 重 (会長職務代理者)

佐藤 邦夫

新田 久治

3号委員 深澤 忠雄 (代理出席 加藤調整課長)

新田 武彦 (代理出席 村上交通課長)

岩淵 京子

- (3) 欠席委員数 0名

4 議事

午後 1 時 25 分

(1) 資料の差し替え（及川（廣）課長補佐）

ご案内した方がお集まりのようですので始めさせていただきたいと思います。

事前に配布しております資料につきまして、一部資料の差し替えをお願いいたします。審議会次第と協議 2「奥州都市計画施設の名称について」の 4 ページ、5 ページをお手元の資料と差し替えをお願いいたします。また、委員名簿と審議会条例も添付しておりますのでご確認願います。

(2) 委嘱状交付

（高橋都市計画課長）

開会前に委嘱状の交付を行います。市長が委嘱状をお渡ししますので、その場でお受け取りください。

1 号委員 千葉龍二郎委員

（小沢市長）

委嘱状 千葉龍二郎様 奥州市都市計画審議会委員を委嘱いたします。任期は平成 22 年 7 月 1 日から 24 年 6 月 30 日までといたします。奥州市長 小沢昌記 よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

（高橋都市計画課長）

1 号委員 小野寺哲郎委員

（小沢市長）

委嘱状 小野寺哲郎様 以下同文でございます。

[市長より委嘱状を手渡す]

（高橋都市計画課長）

1 号委員 菊地ナミエ委員

（小沢市長）

委嘱状 菊地ナミエ様 以下同文でございます。

[市長より委嘱状を手渡す]

（高橋都市計画課長）

1 号委員 及川正和委員

（小沢市長）

委嘱状 及川正和様 以下同文でございます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

1号委員 及川啓隆委員

(小沢市長)

委嘱状 及川啓隆様 以下同文でございます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

1号委員 鈴木まゆみ委員

(小沢市長)

委嘱状 鈴木まゆみ様 以下同文でございます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

1号委員 高橋安子委員

(小沢市長)

委嘱状 高橋安子様 以下同文でございます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

続きまして2号委員に移ります。

加藤清委員

(小沢市長)

委嘱状 加藤清様 以下同文でございます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

2号委員 菅原明委員

(小沢市長)

委嘱状 菅原明様 どうぞよろしく申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

2号委員 小野寺重委員

(小沢市長)

委嘱状 小野寺重様 どうぞよろしく申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

2号委員 佐藤邦夫委員

(小沢市長)

委嘱状 佐藤邦夫様 どうぞよろしく申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

2号委員 新田久治委員

(小沢市長)

委嘱状 新田久治様 どうぞよろしく申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

続きまして3号委員となります。

3号委員 深澤忠雄委員

(小沢市長)

委嘱状 深澤忠雄様 どうぞよろしく申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

3号委員 新沼武彦委員

(小沢市長)

委嘱状 新沼武彦様 どうぞよろしく申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(高橋都市計画課長)

続きまして3号委員となります。

3号委員 岩淵京子委員

(小沢市長)

委嘱状 岩淵京子様 どうぞよろしく申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

午後1時30分 開会

(3) 開会（高橋都市計画課長）

それでは、ただいまより第9回奥州市都市計画審議会を開会します。本日の会議の成立について、ご報告申し上げます。

本日は審議会委員15名中、欠席通告委員0名、出席委員15名出席しております。奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の2分の1以上が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、代理で出席いただいている方についてご紹介いたします。3号委員の県南広域振興局土木部長 深澤委員の代理といたしまして加藤調整課長、水沢警察署長 新沼委員の代理として村上交通課長にご出席いただいております。

それでは、市長よりご挨拶申し上げます。

(4) 挨拶（小沢市長）

改めて皆さんこんにちは。またお忙しい所ご出席賜り、そして委員を御委嘱申し上げますところ御快諾いただき、心から感謝しております。

本日は第9回の奥州市都市計画審議会ということでございますけれど、奥州市が合併して水沢、江刺、前沢3つの都市計画がこれまで指定されておりましたけれども、今回、この3つを1つの都市計画区域として奥州市全体としての都市計画を検討して進めてまいりたいと考えております。都市計画については旧市町村の枠を取り払った形の中で、より効率的な効果的な街づくりが推進できるような、そんな形のなかで内容を深いものにしていただければと思います。また、今回は地域のご意見、県で策定する都市計画区域のマスタープランなどにもこの計画を反映するため、重ねてではありますが皆さんの様々な角度からのご意見をお寄せいただけると大変ありがたいと思っております。

付け加えの話になりますが、昨日の市内を襲いました集中豪雨で水沢区の羽田地区で土砂崩れがございまして、人的な被害はなかったのですが、羽田小学校に上がっていく市道の一部が土砂で通行止めになったうえ、その土砂崩れの上の部分のところの民家の土台が持っていかれた状況にあり、いつ建物が落ちるかもしれないという状況の中で今対応している訳ですが、今回危険箇所の策定まで皆さんにお願いするということではありませんが、様々な部分で細かな配慮をしていただきながら、より良い計画が出来上がるようなそんなご配慮をしていただければ大変ありがたいと思います。皆さんにおかれましては、お忙しい所恐縮に存じますけれども、2年間ご協力賜りますことを心からお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(5) 会長の選出

（高橋都市計画課長）

それでは、次第の3会長の選出を行います。会長は奥州市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、1号委員の中から委員の選挙によって選出されることとなっております。本来であれば臨時議長を立てて行うところでございますが、時間の都合上こちらで進行させていただくことをお許し願いたいと思います。

選挙の方法についていかようにしたらよろしいかお諮りいたします。

（及川正和委員）

選挙の方法を指名推薦とし、その指名権を私に与えていただきますようお願い申し上げます。

(高橋都市計画課長)

ただいま、1号委員の及川正和委員より選挙の方法は指名推薦とし、その指名権を与えて欲しいとの発言がございました。そのとおり進めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ありがとうございます。異議なしということでございますので、及川正和委員発言をお願いいたします。

(及川正和委員)

ありがとうございます。1号委員の千葉龍二郎委員をご指名申し上げます。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

(高橋都市計画課長)

お諮りいたします。ただいま、及川正和委員から会長に委員を指名したいとのご発言がありました。千葉龍二郎委員を会長と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。よって千葉龍二郎委員が奥州市都市計画審議会会長に当選いたしました。よろしくをお願いいたします。

それでは会長席へご移動のうえ、ご挨拶をお願いいたします。

(千葉会長)

それではご挨拶を申し上げます。今日第9回の奥州市都市計画審議会の席上におきまして、任期が7月からの2年間ということで委嘱をいただきました。そのなかで、只今ご推薦によりまして、会長という大変重要な役目を引き受けることになりました。奥州商工会議所の会頭千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会の運営につきましては、委員の皆様方のご協力をいただきまして進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(高橋都市計画課長)

どうもありがとうございました。

なお、市長は所用のため途中退席とさせていただきますことをご了承いただきたいと思っております。

[市長退席]

それでは、会長が決定いたしましたので、ここからは議長であります千葉会長の進行でお願いいたします。

(6) 会長職務代理者の指名について

(千葉会長)

それでは次第に従いまして進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次第4 会長職務代理者の指名についてということでございます。会長職務代理者につきましては、当審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長があらかじめ指名することとなっております。そういう形でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、2号委員の方々の中から選出したいと思っております。2号委員の小野寺重委員にお願い申し上げます。任期は平成24年6月30日までの期間となります。よろしく申し上げます。

(7) 議事録署名人の指名について

(千葉会長)

次第5 議事録署名人の指名ですが、これもこちらから指名してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは2号委員の加藤清委員と3号委員の岩渕京子委員のお二方をお願いいたします。

(8) 協議

(千葉会長)

次第6の協議に入ります。

本日の会議がスムーズに進むよう、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

なお、本日の審議会は奥州市情報公開条例第37条の規定に基づき公開するものとします。

[協議 1]

①議題（千葉会長）

それでは、協議 1 「奥州市の都市計画区域と都市計画区域マスタープランの変更について」を事務局から説明を求めます。

②説明（事務局）

（及川都市整備部長）

都市整備部長の及川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは協議 1 の「奥州市の都市計画区域と都市計画区域マスタープランの変更について」ご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。都市計画法では都市計画区域と都市計画区域マスタープランにつきましては都道府県が定めることとなっております。現在、奥州市には水沢都市計画区域、江刺都市計画区域及び前沢都市計画地域と 3 つの都市計画区域がございます。昨年度作成いたしました奥州市都市計画マスタープランにも、一体の都市として総合的に整備していく観点から 3 つの区域を総合して進めていくということにしております。

岩手県に区域の統合作業をお願いしているところでございまして、それに伴いまして都市計画区域マスタープランにも変更が生じるということから、策定にあたりまして地域の意見を反映させることを目的といたしまして今回の素案の説明となっているものでございます。また、本日の議題につきましては、審議をして採決するという形ではございませんので、地域懇談という形で皆さんからご忌憚のない意見をいただくということでございますので、よろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては岩手県県土整備部の都市計画課のほうからご説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

（岩手県県土整備部都市計画課吉野主任）

岩手県都市計画課の吉野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは奥州市の都市計画区域及び都市計画区域の整備開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。始めに都市計画についてご説明します。都市は、買い物、休養、娯楽などのあらゆる日常生活を営む場であるとともに、様々な産業活動の場であります。ところが、都市へ人口が集中し過密化してしまうと、様々な弊害が生じてきます。都市は、そこに住む人にとっても、また、周辺の地域に住む人のとっても、暮らしやすく、住みよいものでなければなりません。そのような環境を維持し、都市化の進展による生活環境の悪化を防ぎ、そして、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、次のことが必要になります。1 つ目が、無秩序な土地の利用や交通の非効率的な整備などへの対処。2 つ目が将来における都市の進展方向を定めたいうえで、これの実現に向けた適正な規制、誘導の実施。3 つ目が都市の根幹的な施設である道路、公園、下水道等の計画的な整備。4 つ目が市街地の計画的な整備。都市計画とは、これらを総合的に実施し、都

市の健全な発展を促すために定めるものです。

それでは都市計画の内容ですが、その内容は大きく3つに分かれます。1つ目が、土地の利用に関する計画です。これは、市街化を誘導する区域とそれを抑える区域や、建てられる建物の種類の制限をする区域などを定める都市計画です。2つ目が都市の施設に関する計画です。これには道路等の交通設備、公園、下水道など、都市に無くてはならない基本的な施設の位置などを定める都市計画です。3つ目が市外地の整備に関する計画です。これには、公共施設の整備と宅地の開発を併せて行う土地区画事業などがあり、市街地の面的な整備計画を定める都市計画です。これらの都市計画は都市計画区域の中に定めませんが、その都市計画区域とは、一体の都市として総合的整備開発及び保全する必要がある区域として、都市計画を総合的に定める区域となります。

次にマスタープランについてご説明します。都市計画の実現には時間を要することから、長期的な見通しが必要となります。また、建物の種別を制限する用途地域や道路の位置や幅などを定める都市計画道路といった個別の都市計画を定める場合には、都市の目指すべき将来像を踏まえて、総合的に検討される必要があります。このような、長期的な見通しや将来像をマスタープランとして定めるとともに、住民の皆さんに都市の将来像を理解してもらい、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするためにも都市計画のマスタープランを定めるものです。マスタープランには、市町村が地域に密着した見地から定める市町村マスタープランと、県が一市町村を超える広域的な見地から定める都市計画区域マスタープランの2つがあります。今回、県が変更しようとしているのは、後者の都市計画区域マスタープランです。

それでは、都市計画区域マスタープランですが、基本的に次の事項を定めます。1つ目が都市計画の目標です。これは、おおむね20年後の都市の姿を見通した都市づくりの基本的な理念などを定めます。2つ目が区域区分の有無の決定及び区域区分の方針です。この区域区分とは、市街化を図る区域と抑える区域に区分することです。この区分をするかどうかを定め、区分する場合にはその方針を定めます。3つ目が主要な都市計画の基本的な方針です。この方針として土地利用に関する主要な都市計画の方針では、住居、商業、工業などの主要な用途のおおむねの配置などの方針を定めます。また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針では、道路、下水道などの主要な施設のおおむねの配置や整備目標などを定めます。それらのほか、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針では、市街地開発事業に関するおおむねの区域を、自然環境の整備又は保全に関する主要な都市計画方針では、緑地や公園などのおおむねの配置などを定めます。

次に今回の地域懇談会の目的などについてご説明します。本件の都市計画区域マスタープランは、平成12年の都市計画法の改正においてマスタープランの策定を義務化したことから、平成16年5月に県内26都市計画区域のマスタープランを策定したものです。都市計画区域マスタープランは都市計画区域ごとに作成するものなのです。画一的なものではなく、地域の魅力が十分に反映され、マスタープランごとに特色があるものにする必要があります。このため、平成16年の策定にあたっては、県内各地で地域懇談会を開催し、地域の方からのご意見をいた

だき、この意見を反映させて取りまとめております。今回のマスタープランの変更にあたっては、地域のご意見を反映させて取りまとめたいと考え、この度の懇談会を開催しているものです。

続きまして、マスタープランに対してのご意見のポイントについてご説明します。今回のマスタープランの変更は、合併による都市計画区域の統合に伴いマスタープランも統合するものなので、基本的には、現在のマスタープランの内容を統合して新マスタープランへ引き継ぐものです。従って、今回のマスタープランの変更素案は、平成16年の策定時にいただいた地域のご意見を引き継いでいるものですが、今回の懇談会において変更内容等についてご意見をいただき、より充実したマスタープランにしたいと考えています。特に、今回の変更にあたっては、次のことがポイントと考えており、これらを踏まえて、マスタープランの変更素案に対してのご意見等をいただきたいと思います。ポイントの1つ目は、合併により拡大した奥州市における今後の都市づくりについて。2つ目は、人口減少、地球温暖化等の社会情勢の変化に対応した今後の都市づくりについて。3つ目は、歴史、景観、自然などの地域の特色を活かした都市づくりについて。4つ目が、生活の利便性の向上など、より快適に暮らせる都市づくりについて。以上4つのポイントをご参考にご意見をお願いいたします。

次に奥州市の都市計画区域の変更についてご説明いたします。今回の変更は、水沢都市計画区域、江刺都市計画区域及び前沢都市計画区域を一の都市計画区域とし、名称を奥州都市計画区域とするものです。なお、新たに都市計画区域に含まれる土地の区域はありません。変更の理由としては、現在の奥州市は、平成18年2月に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村の5市町村が合併した市であり、この合併により、水沢、江刺、前沢の3つの都市計画区域を有する市となりました。このため、奥州市が、同一の都市計画区域に含まれるよう3つの都市計画区域を統合し、一体の都市として整備、開発及び保全を行うようにしようとするものです。

続きまして、奥州都市計画区域の範囲や規模ですが、範囲としては奥州市の行政区域の一部となり、水沢区、前沢区の全域、江刺区と胆沢区の一部となります。面積は53,578haとなります。

次に奥州市のマスタープランの変更についてご説明します。今回の変更は、水沢都市計画区域、江刺都市計画区域、前沢都市計画区域のマスタープランを変更し、名称を奥州都市計画区域マスタープランとするものです。変更の理由としては、都市計画区域の変更に伴い新たな都市計画区域でのマスタープランを定め奥州市が一体の都市として整備、開発及び保全を行えるようにしようとするものです。

続きまして、マスタープランの変更にあたっての基本的な考え方についてご説明します。今回の変更は、水沢、江刺、前沢の3つのマスタープランの統合を基本としているため、マスタープランの内容において、今後も継承していくものは、その内容を新マスタープランに引き継ぎ、また各マスタープランの内容で共通のことや、趣旨や意味合いが同じものは1つにとりまとめます。また、市町村合併により都市計画区域が広域化したことに伴い、拡大した区域における都市づくりの観点を加えます。更に、平成16年の策定から6年が経過し、その後の社会情

勢の変化に伴う今後の都市づくりのあり方等の観点を加えます。これらのほか、よりわかりやすい文章や表現にするなど、内容の一層の充実、向上、改善を図ることとしています。

続きまして、マスタープランの変更の進め方についてご説明します。これまで奥州市と随時調整しながら素案の策定を行い、本年5月に県の関係機関との事前調整を行ったところです。今後は、今回の地域懇談会の意見を反映させてマスタープランの素案を策定し、その素案に基づいて住民説明や岩手県都市計画審議会への報告、国、県、市の関係機関との調整を行い、必要な修正を加えてマスタープランの案を策定します。その後は、国土交通大臣協議や岩手県都市計画審議会への付議などの所要の手続きを進め、平成23年3月中に変更になる予定です。

それでは、ここからマスタープランの素案の内容についてご説明します。始めにこのマスタープランの策定対象となる都市計画区域の名称と規模を示しています。名称は奥州都市計画区域で、位置は奥州市の行政区域となり、面積は23,578haとなっております。

次は、基準年及び目標年次ですが、国で定めている都市計画の運用指針では、目標は策定時点から概ね20年後の都市の姿としているので、基準年を平成23年とし、目標年次はその20年後の平成43年としています。また、都市施設、市街地開発事業などの都市計画は指標を10年後としているので、目標年次を平成33年としています。

続きまして、都市計画区域の現状と課題ですが、当区域における主な課題としては、人口減少、少子高齢化、車社会の進展、中心市街地の空洞化による都市機能の低下、都市づくりの新たな課題としては、地球温暖化などの環境問題、超高齢化、財政基盤の低下などとしています。

次は、都市づくりの基本理念と都市計画区域の基本方針ですが、本地域の基本理念は「希望と活力にあふれた歴史を感じられる田園に囲まれた健康文化都市」としています。基本方針は基本理念を踏まえ次の5つとしています。方針の1つ目は「自然や田園と共存した地球環境にやさしい都市の形成」、2つ目が「健やかで心ふれあう快適で安全・安心な居住環境の形成」、3つ目が「産業の均衡ある発展と未来を築く活力ある産業拠点の形成」、4つ目が「交流と連携を支える交通ネットワークの形成と活用」、5つ目が「世界に誇れる歴史文化資源を活かした都市づくり」を方針としています。

次は、区域区分の設定の有無ですが、本県では区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引きは、盛岡広域都市計画区域の都市区域のみに定めています。本区域は合併以前から地域区分を定めていないこと、人口も減少傾向であること、無秩序な市街化の進行がないことから今回も区域区分を定めないこととしています。

次は、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、本区域の商業地の方針としては、水沢駅周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺を重点的な商業業務地とし、その中の水沢駅周辺については、広域の中心として都市機能の集積を図るなど、賑わいのある立体的な街づくりを進めることとしています。また、水沢駅西側を本区域の中心商業拠点とし、江刺総合支所周辺を北東部の商業等の拠点、前沢駅周辺を南部の商業等の拠点としています。これらのほか、水沢江刺駅周辺については、観光客等を迎え入れる玄関口としての機能の充実、強化を図ることとしています。

続きまして、工業地の方針ですが、水沢工業団地、江刺中核工業団地、江刺フロンティアパーク、水沢流通団地、羽田地区、本杉工業団地、塔ヶ崎工業団地、及び前沢インター工業団地については、工業生産及び物流の核としての機能の維持・増進を図ることとしています。

続きまして住宅地の方針ですが、道路、公園等の整備や、日常生活に必要な施設等の充実を図ること、道路や下水道等の都市基盤を整備した用途地域内においては、計画的に宅地化を進めること、ユニバーサルデザインの考え方による環境整備や住民合意による良好な景観形成を進めることとしています。また、土地区画整理事業により整備された住宅地は、地区計画やまちづくり協定等の活用を検討することや、土地区画整理事業等により良好な宅地開発を誘導することとしています。

次は、都市設備の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、本区域の交通体系・ネットワークの方針としては、高速交通網と中心市街地や工業団地等の産業拠点を結ぶ道路の有機的な結合等を進め、高速化への対応を図ることとしています。また、道路の方針に係る幹線道路については、区域の一体性・回遊性の向上に資する幹線道路網の形成を図ることとし、広域的な幹線道路網については、国道4号水沢東バイパスの整備を促進すること、都市内幹線道路については、鉄道を横断して東西を結ぶ道路や、水沢江刺駅と水沢駅を結ぶ道路などの東西交通を充実させることとしています。これらのほか、公共交通の方向としては、バス路線等の再編、充実や、利便性、快適性の向上を図り、利用促進に努めることとしています。

続きまして、下水道及び河川の整備の方針ですが、本区域の下水道については、公共下水道及び農業集落排水処理施設、浄化槽の整備を計画的に進めることとしています。河川についても、自然災害対策として北上川の堤防整備やその支流などの改修を進めるとともに、水辺の美化などにより水辺環境等の保全と活用を図ることとしています。

次は、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針についてですが、既成市街地については、新たな都市機能確保のための空間形成と道路網の整備を図るとともに、商業集積や密集市街地の防災対策等を進めることとしています。また、計画的な整備を行うため、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画を導入し、良好な居住環境の形成を図ることとしています。これらのほか、民間の秩序ある住宅地開発の誘導を図ることとしています。

次は自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針ですが、これについては系統別に4つに分類しています。1つ目の環境保全系統については、水辺とまとまった緑を保全し、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、歴史的な自然環境を有する正法寺及び黒石寺周辺の環境保全や、市街地周辺の緑地や農地、屋敷林、市街地内の樹林地等を保全することとしています。また、河川沿いの遊歩道や街路樹のある歩道等を結ぶネットワークの形成を図ることとしています。2つ目のレクリエーション系統については、公園や緑地の整備などを進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方による公園作りや、水沢ふれあいの丘公園を始めとする各種公園の整備や施設の見直しを進めることとしています。また、えさし藤原の郷、向山公園、向山四季の森、舘山史跡公園の一体的利活用を検討するとともに、市内を望むことができる見分森公園等の良好な視点場の整備を進めることとしています。3つ目の防災系統について

は、公園は、災害時の避難場所や防災活動拠点となることから、配置状況や規模に応じた防災機能の強化を図るとともに、既成市街地等においてオープンスペースが不足しているエリアには、防災機能を有する公園の整備を進めることとしています。4つ目の景観形成系統については、北上山地や奥羽山脈の眺望や、歴史的建築物等の良好な景観資源の保全・活用を図るとともに、これらと調和した景観形成や、市街地において、統一感のある街並みづくりを進めることとしています。また、大畑地区等においては、武家屋敷の保全や緑化を進め、趣のある街並みづくりを促進するとともに、主要幹線道路については、道路沿いへの花壇の設置や道路整備に伴う街路樹整備等を総合的に進めることとしています。さらに、工業団地や公共公益施設等における周辺環境に調和した緑化の誘導を図るため、行政と住民が一体となった景観創出に努めるとともに、景観法に基づく景観計画や景観地区を検討することとしています。

最後に奥州都市計画区域の将来像図ですが、この図はこれまでご説明しました主要な都市計画の決定の方針の内容などをわかりやすく図に表現したものであり、マスタープランの一部を構成しているものであります。以上で奥州市の都市計画区域と都市計画区域マスタープランの変更についての説明を終わります。ご意見よろしくお願いいたします。

③協議（千葉会長）

はい、ありがとうございます。只今、ご説明いただきました。どなたかご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。先ほど部長からも説明がありましたように、審議をして採決するというのではなく、皆さんの意見を聴取したいということなので、ご忌憚のない意見をお聞かせ願いたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○佐藤邦夫委員

佐藤邦夫です。この委員会に初めて招集されまして今までの経緯などがわからないので流れに沿った発言になるかわかりませんが、断っておきます。

まず1つは細かく計画を説明していただきましたが、まず全体として旧市町村の都市計画をそのまま持ってきてそれを継ぎ合わせたということで、奥州市になって全体の都市計画をどのような観点でどの方向に持っていくのかという視点が少し欠けているのではないかと思います。具体的なことを言いますと、奥州市が発展するにはどのような都市を作るかという、個人的には例えば、水沢江刺駅を先ほどの説明では観光の拠点ということで話されていましたが、そのような大きい計画が少し欠けているのではないかと思います。その辺からもっていかないと、昔の旧市町村の都市計画をくっつけて具体的なものを長々と話されても、急に入った者としてはなかなか意見を言うのは大変だと思います。そういうところで、県のほうで今回奥州市の依頼で変更ということなのですが、作ってもらう時は奥州市がどのような都市を作れば発展し、また住民が幸せに暮らせるかという観点をもっとアピールするような表現にしてほしいと思います。おおまかに言うとそういうことですがいかがでしょうか。

●岩手県県土整備部都市計画課吉野主任

もっと努力して全体的な視点を深く考えて、より良いものにしていきたいと思いますのでよろしく願います。

●（及川都市整備部長）

昨年度までの奥州市につきましては、都市計画マスタープランという形で住民説明会等を開催しながら、平成 22 年の 3 月に諮問し、答申をいただきました。それにつきましても、従来のそれぞれの都市計画の中身を基本としながら将来を見据えた形での計画という位置づけで現在あるわけですが、その辺の部分の整合性を図りながら、今後県の方ともさらに調整を図ってまいりたいと思います。

○佐藤邦夫委員

せっかく合併して奥州市になった訳ですから、旧市町村の都市計画そのものを尊重しながらも、先ほど言いましたように全体として奥州市が発展する都市計画というものの大きな方向性をきちんとうたうべきではないかと思っておりますので、ぜひそういった観点からも連携を密にして作成していただきたいと思っております。

○鈴木まゆみ委員

前回のマスタープランの中に胆沢と衣川を区域として入れますというような話が確かあったような気がしたのですが、今回はそれが抜けていて、水沢、江刺、前沢だけですよという形になっていますけれども、その経過についてお話しください。

●及川（初）課長補佐

マスタープラン策定の中で水沢、前沢、江刺という都市計画区域がございます。そして、経済動向等を見まして、胆沢、衣川を将来的に都市計画区域内へ編入したいと考えております。とりあえず今回につきましては、既存の都市計画区域を 1 つにするということで考えております。

○及川正和委員

それはそのとおりですけれども、実際的には 20 年後の形を目指しているわけですよね。ですからそのことで奥州市が 1 つだということなのであれば当然市町村が網羅されるべきであるということで、今回はそのような形で合意に至ったというように解釈しておりますが、いかがなのでしょう。

●（及川都市整備部長）

なかなか説明が難しいのですが、前回の都市計画マスタープランの中には、奥州市全体の計

画として位置づけられておりまして、もちろん胆沢、衣川の将来像についても入ってごさいます。都市計画マスタープランの中のもう1つの要素として都市計画区域として別に指定することになります。それには、土地の利用制限等がかかるわけですが、それについて今まで市町村の中で水沢、前沢の全域、胆沢、江刺区の一部をそれぞれの都市計画区域として設定しているということで3つの区域があったわけですが、今度奥州市が合併したことによって1つの区域として1つの計画として運営していくということで、第一段階として3つあった計画をまず1つにしていきたいということでございます。これからの課題としては、都市計画区域の設定を広げていくということになるかと思っておりますけれども、第一段階として3つの区域を1つの区域の計画として位置づけをしていきたいということでございます。説明にならないかもしれませんがご了承ください。

○鈴木まゆみ委員

都市計画区域と都市計画の話が一緒になって話をしているのですよね。都市計画区域としての計画なのか都市計画の計画なのかというのが中にみんな入っていますよね。区域と計画がこの中には全部一緒になって話をしているのですよね。だから私たちが混同して、話しの一連の流れが一緒になっているので、前半は都市計画区域についての3つのものを1つにまとめて一緒にすることでしたし、後半は計画としてこういう風にやっていきますよという内容ですよね。はい、わかりました。

○新田久治委員

今回の合併してからのこの時点では、旧市町村のプランを参考にしてというのは、それで良いのかなと思いますけれど、先ほど佐藤委員の方からもお話があったように、やはり将来の奥州市の姿を描くとすれば、大変恐縮なのですが中心商店街、水沢駅通りを中心とした考え方というのは、これは今の時点ではその通りの考え方しか出ないのかと思いますが、しかし、新幹線の駅なり、そうしたところを踏まえて20年後、私は今の中心商店街を活性化させるというその思いはわかりますけれども、実際面としては、将来のロマンもなにもない計画ではないかと思えます。したがって水沢駅が玄関口ではなくて、新幹線の水沢江刺駅が玄関口だと思います。今、いろいろ計画されているわけですが、水沢の市街地のほうの振興は図られてくると思いますけれど、拠点をここにおくのはよくわかりますけれど、それだけの計画では最終的には私はあわないと思います。その実現は不可能に近い。もう少し中心的なものを移動しながら、20年後30年後のことを考えたプランが、特に私が申し上げたいのが、県のこういうものにそれぞれ何公園と名前があがるのは大変良いことなのですが、特に羽黒山が1つの奥州市の玄関として迎え入れるおやもととしてそれなりの伝説、伝承があるわけですので、放置された形になっておりますが、アテルイ関係の地があったり、したがって新幹線駅をある程度の将来的な中心に見据えた場合には、羽田の鋳物の工業地帯と併せて玄関口としてひとつできれば、羽黒山というのを入れてもらえれば大変良いと思っています。

多数決をとるわけではありません。ただ言いたいことを言っただけです。

○佐藤邦夫委員

近い将来決定するのですが、リニアコライダーがくると都市計画が全く変わってくるという思いがあります。その辺の考えがどうなのかお聞きしたいと思います。

●（及川都市整備部長）

今の新田委員のご質問でございますが、昨年度作成した都市計画マスタープランの中に、1つのエリアとしては先ほどの説明の中にもでてきましたけれども、1つは水沢駅を中心としたエリアがございます。それから江刺の総合支所を中心としたエリアがございます。それから前沢駅を中心とした市街地、それから今お話がありました水沢江刺駅を中心としたエリアということで、エリアとしてはあと、胆沢総合支所、衣川総合支所周辺という形でエリアを作っております。これらの機能分担と連携を支えるネットワークの充実という形で将来を見据えて計画を策定していくということで都市計画マスタープランを作っております。いずれ今回の県の部分に水沢江刺駅というのをどれだけ表現をしていくか、その辺はこれから県のほうの見解もあると思いますけれども、いずれ、奥州市全体としては、エリアの連携あるいはネットワークを図りながら奥州市全体としての発展を図っていきたいという計画の位置づけとなっております。

現状の奥州市の都市計画あるいは都市計画マスタープランの中に、リニアコライダーの部分を想定しての記載の部分は現在ございませんが、いずれ将来の大きな1つの起爆剤であるのは確かだと思っております。

返答にならないかと思えますけれども、私の話はこの辺で終わらせていただきたいと思えます。

○千葉会長

事務局からの答弁なのですがよろしいでしょうか。

○佐藤邦夫委員

はい、よろしいです。

○小野寺重委員

ほとんど同じような話になると思うのですが、まず今日のこの会議は先ほどから話を聞いていますとまず素案であり、皆さんから意見を聞いて良いものは取り込んでいくというように理解したのですが、そういうことですね。そういうことで私が申し上げたいのは、今回合併して広域になったことで、道路整備の関係で、この中身を見ますと水沢東バイパスを促進していくとありますが、これについても明日、国土交通省に要望をするという段取りになっているよ

うですけれど、この間の同盟会の総会の時点でも、現在の計画ではバイパスの機能が十分に果たせないのではないかと思います。ご存知かもしれませんが折居駅のところの十字路の渋滞状況、これらから判断するとやはりこの東バイパスを前沢バイパスに直結させるべきであるという意見も出ました。いろいろな制約、問題があることは重々わかりますけれども、今回 20 年先なりあるいは広域云々という中であればそれくらいの方向をきちんと出すべきであると思いますので、今お答えよりもそういうものをきちんと載せていただきたいと思います。

○千葉会長

はい、ありがとうございます。貴重なご意見ということで。そのほかにどなたかございませんか。それではないようですので次に進みたいと思います。

[協議 2]

①議題（千葉会長）

協議 2「奥州都市計画施設の名称変更について」、事務局説明して下さい。

②説明（事務局）

（千田主任）

それでは、協議 2「奥州都市計画施設の名称変更について」をご説明する前に語句の訂正をさせていただきますと思います。協議 2 の 2 ページの部分で、都市計画施設の一覧表、都市計画道路というものがございますけれども、その前の左側変更前、上から 6 行目「3・4・7 新小路竜ヶ馬場線」というところがございますけれども、申し訳ありませんが「3・4・6 新小路竜ヶ馬場線」ということで訂正をお願いいたします。また、6 ページ、7 ページの都市計画策定の経緯を示す書面ということで、岩手県決定と奥州市決定があるわけですけれども、その部分の奥州都市計画施設の変更の事項欄の 4 行目の部分で、「計画案の広告及び縦覧」の部分の「広告」の「広」を「おおやけ」、「公共物」の「公」に誤字の変更をお願いいたします。また 7 ページも同様に「計画案の広告」の「広」を「おおやけ」の「公」に訂正をお願いいたします。

それでは、協議 2 につきましてご説明いたします。先ほど説明がありましたように現在水沢都市計画区域、江刺都市計画区域及び前沢都市計画区域を奥州都市計画区域とすることから、都市計画施設等（都市計画道路、都市計画公園など）についても、奥州都市計画道路といったように名称変更が生じることとなり、都市計画変更に向け作業を進めていくということでございます。協議 2 の 2 ページからの都市計画施設変更一覧をご覧ください。左側が変更前、右側が変更後となります。都市計画道路であります。水沢、江刺、前沢で現在 58 路線が計画決定されておりまして、奥州都市計画道路の名称変更及び路線番号を 1 から順番にふり直してございます。また、平成 10 年に都市計画法の改正がございまして、都市計画道路については車線の数を定めることとなっております。江刺及び前沢の都市計画道路についてまだ決めていない路線があることから、道路車線数が明示されていない路線についても明示をするということでござ

います。都市計画公園についても、奥州都市計画公園と名称変更し、公園番号を順番にふり直す形でございます。そのほか、緑地、墓園、地域地区、汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場、産業廃棄物処理モデル施設、公共下水道、流域下水道、土地区画整理事業及び地区計画などの都市計画決定しているものについても、奥州都市計画として名称を変更するものであります。あと、用途地域と公共下水道につきましても、各都市計画区域の決定でそれぞれ面積がついておりますので、それもあわせて統合するような形で考えております。

今後の作業予定でございますが、岩手県と調整を図りまして、7月中に県決定については変更申出書、市決定については事前協議書を提出いたしまして、住民説明会等を経て、案の縦覧を行いまして、10月に都市計画審議会に諮問をしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

③協議（千葉会長）

ただいま、審議2の「奥州都市計画施設の名称変更について」説明を受けまして、どなたかご意見ご質問をお願いします。いかがでしょうか。ないようですけれどもよろしいですか。大変ありがとうございました。ほかにないようですのでこれで協議2も終了させていただきます。

（千葉会長）

以上で協議の部を終了させていただきます。大変ご協力ありがとうございました。

(9) 閉会（高橋都市計画課長）

以上をもちまして、第9回奥州市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

2号委員

㊟

3号委員

㊟